



6次産業化新商品 「ほうれんソース」(株式会社渋谷農園・渋谷)

越谷市でほうれんそうやねぎなどを生産している株式会社渋谷農園・渋谷は、農園野菜を使用した漬物や菓子などの製造・販売も行っていきます。

農園のほうれんそうを加工品に

「以前から農園の主力野菜である「ほうれんそう」の加工品を開発したいと思っていました」と話すのは加工部門を担当する渋谷歩美さん。2年前、越谷市の「六次産業化推進事業」に応募し、専門家のアドバイスも受けながら、ほうれんそうをペーストにした「ほうれんソース」を開発しました。その後も、品質を高める工夫を重ね、商品化に成功しました。

美味しいほうれんそうの万能ソース

特別栽培農産物の認証を受けた農園のほうれんそうは、えぐみやクセが少なく、その美味しさを伝えるため、味付けはシンプルに塩で、カシューナッツでコクをプラスし、米油でまろやかな味わいに仕上げました。ごはんやパンと一緒に食べたり、肉や魚のソテー、パスタにあえたりと幅広い用途に活躍します。

「子育て世代から食にこだわりを持つ方に食べてほしい」

「そして、将来的には「渋谷農園」ほうれんそう「ほうれんソース」となるように、商品をPRし、生産拡大していきたい」と歩美さんは抱負を語ってくれました。ほうれんソースは主に越谷市内の直売所やイベントで購入できます。ぜひ一度ご賞味ください。



▲ほうれんソース



▲開発者の渋谷歩美さん(埼玉県フェア(イオンレイクタウン))

【お問合せ】
新規就農・法人化担当
048-737-6311



埼玉県特別栽培農産物の認証について

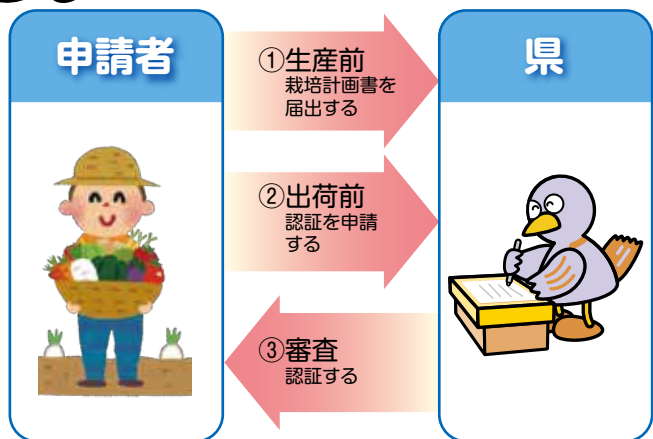
埼玉県特別栽培農産物とは

農薬の使用回数と化学肥料(窒素成分)の使用量を、埼玉県内で一般的に使われている数量の5割以下に減らして栽培した農産物を、埼玉県特別栽培農産物として認証したものです。

この認証は、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいて県が独自に行っています。

認証の手続き

埼玉県では、左図のように、埼玉県特別栽培農産物の認証を行っています。



認証までの流れ

①～③の順に認証手続きを行います。詳しくは、県農林部農産物安全課ホームページをご覧ください。

埼玉 特別栽培

検索



◀県認証マーク

【お問合せ】
地域支援担当
048-737-2134

当センター管内では、米、こまつな、ほうれんそうなど多くの農産物を認証しています。認証を受けた農産物は、県認証マークを表示することができます。スーパー、農産物直売所などで販売されていますので、お立ち寄りの際はぜひお手に取ってみてください。

①生産者は、生産開始前に県に栽培計画書を届出し、JAなどによる生産状況の確認を受けながら、生産を行います。
②生産者は、出荷前に県に認証申請を行います。
③県は、農産物に使用された農薬及び肥料の種類・使用状況が基準に沿っているか審査し、認証します。
埼玉県特別栽培農産物をご賞味ください